

先着順売却説明書

土地売却

汐見台配水タンク跡地 368.03 m²

最低売却価格 6,327,000 円

物件所在：横須賀市汐見台2丁目7番51



申込受付：平成29年6月1日（木）～平成29年7月31日（月）

売主：横須賀市上下水道局

問合せ：財務課 TEL 046-822-8384

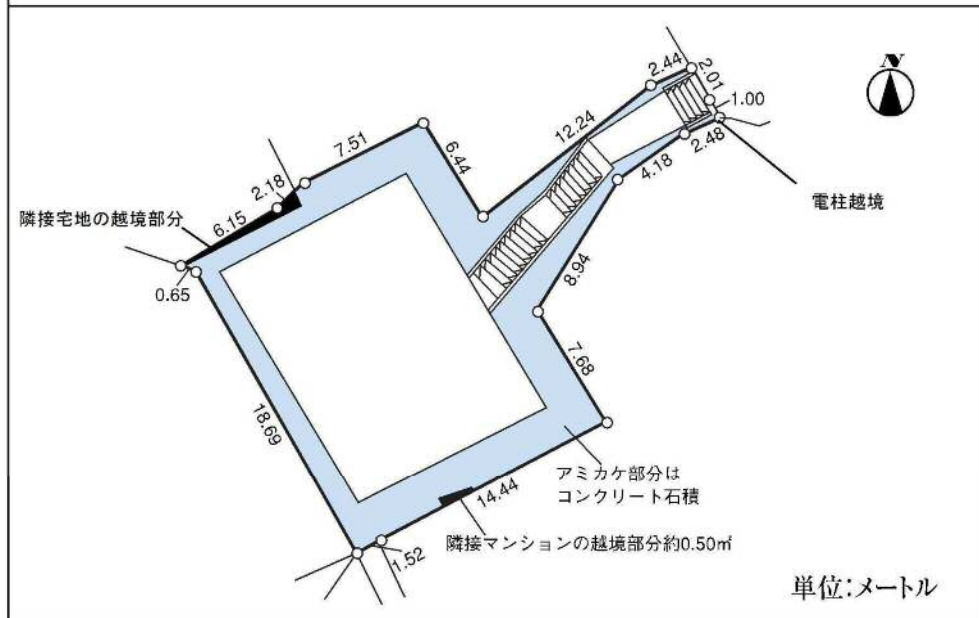
〒238-8550 横須賀市小川町11番地

売却情報→ [横須賀市上下水道局 売却](#)で検索

位置図



明細図



※物件は、現況有姿の引渡しとなりますので、必ず入札参加者ご自身において現地等の調査確認を行ってください。

登記年月日：平成17年11月24日

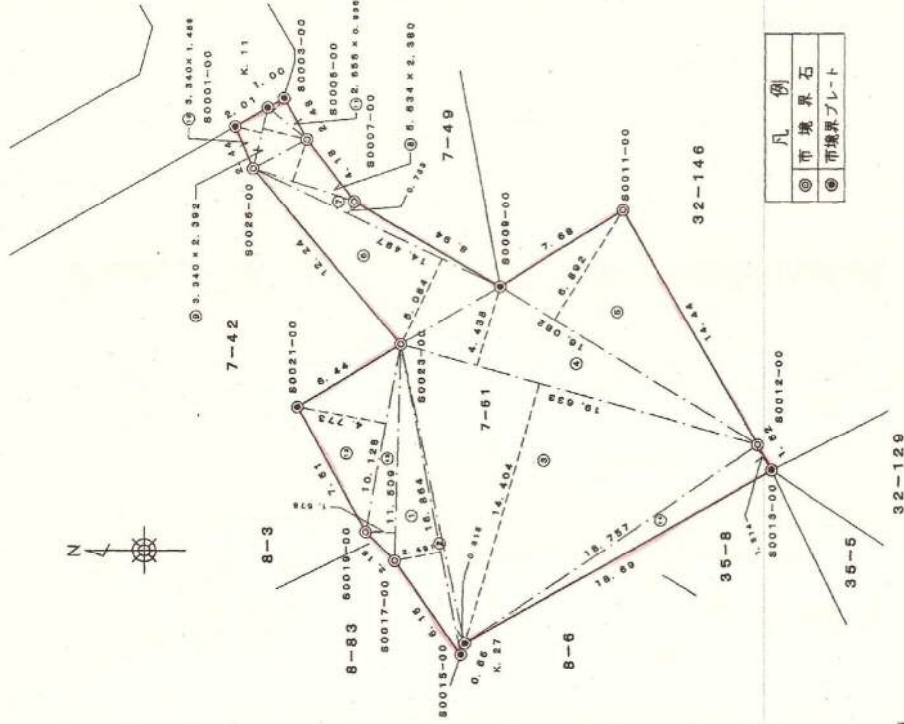
537379

前 7-5 | 後・新同一・新

地積測量図

地番 7-51

土地の所在 横須賀市汐見台二丁目



求積表

地番	7-51	高さ	倍面積
符号	7-51		
①	16.864	2.491	42.068224
②	16.864	0.315	5.312160
③	19.633	14.404	282.793732
④	19.633	4.438	87.131254
⑤	16.082	6.892	110.837144
⑥	14.497	5.084	73.702748
⑦	14.497	0.733	10.626301
⑧	6.634	2.390	13.069920
⑨	3.340	2.392	7.999280
⑩	3.340	1.459	4.873060
⑪	2.655	0.935	2.492425
⑫	11.509	1.578	18.161202
⑬	10.128	4.773	48.340044
⑭	18.757	1.514	28.398098
合計			736.065492
合計面積			368.0327460
合計地積			368.03

凡例	
◎	市境界石
⊙	市境界プレート

製作者

横須賀市上下水道局 業務部財務課
技師 富山章一 (H17年10月26日作製)

申請人

横須賀市上下水道局 業務部財務課
技師 林功二
上下水道局長 林功二

縮尺 1/250

平成十七年 十月 四日 登録

物件調書		最低売却価格 6,327,000 円			
所在（地番）	横須賀市汐見台二丁目7番51 地目：雑種地（公簿368㎡）	実測	368.03㎡ （111坪）		
住居表示	横須賀市汐見台二丁目16番一	形状	別図のとおり		
接面道路の幅員及び構造		北東側：市道5139号線（幅員約4.7m）に接面			
法令制限	都市計画法	市街化区域			
	建築基準法	用途地域	第1種低層住居専用地域		
		建ぺい率	40%	容積率	80%
		その他規制	—		
その他契約特約	屋外広告物規制地域（第2種禁止地域）、宅地造成工事規制区域 現況引き渡し				
私道の負担等に関する事項	私道負担の有無	無	負担の内容	—	
	道路後退の有無	無	負担の内容	—	
その他の負担等	下水道事業受益者負担金		なし		
供給処理施設の状況	種別		事業所名	電話番号	
	電気	可	東京電力エナジーパートナー(株) 神奈川カスタマーセンター	0120 -995-775	
	上水道	可	横須賀市上下水道局給排水課	046 -822-8625	
	下水道	可		-822-8626	
都市ガス	可	東京ガス(株)お客様センター	0570 -00-2211		
建物	—				
交通機関	<ul style="list-style-type: none"> ・JR横須賀線「衣笠」駅より徒歩約20分（1.2km） ・京急本線「横須賀中央」駅より京急バス「鶴が丘郵便局」バス停下車徒歩約7分（550m） 				
1. 物件全般関係 (1) 最低売却価格の設定 最低売却価格は、配水タンク基礎部の埋設残存を考慮して設定したものです。 上記は不動産鑑定士に依頼し算定しています。 (2) 引渡し 本物件内のような壁、工作物、動産、草木その他一切のものは、所有権移転の時点における現状有姿での引渡しとなります。改修、解体撤去等は落札者の負担で行ってください。					

参考事項	<p>(3) 土壌汚染調査 有害物質使用等の地歴がないため、調査していません。</p> <p>① 山林 ② 昭和43年 汐見台団地配水タンクしゅん工 ③ 昭和47年 寄附により用地取得 ④ 平成2年 配水タンク撤去</p> <p>2. 地下埋設物関係 本物件の地中に、撤去した配水タンクの基礎構造物（外径約8m、内径約3.5m）、廃止管（150mm×4、100mm×1）が埋設存置されています。</p> <p>3. 上下水道設備 本物件北東側の市道に、下記のとおり水道管、公共下水道（合流式）が敷設されています。本物件から給排水設備の取り付け等を行う場合は、横須賀市上下水道局指定工事店を通じて同局給排水課に給排水装置工事の申込みをしてください。</p> <p>① 水道管 : 75mm ② 公共下水道（合流）：250mm</p> <p>4. よう壁（現況写真①参照） 本物件地盤を保護する南西側の既設よう壁は、隣接宅地（聖心第三幼稚園）と共有構造になっています。</p> <p>5. 宅地造成 本物件は、宅地造成工事規制区域に指定されています。現況を変更し、新たに一定規模以上の高低差が生じる切土、盛土を伴う宅地造成工事を行う場合は、工事着手前に許可が必要となります。詳しくは、横須賀市開発指導課（046-822-8316）にお問合せください。</p> <p>6. 第三者による越境物関係（明細図参照） 本物件地内に下記の越境物を確認しています。撤去等を必要とする場合は、越境物の所有者と直接協議してください。</p> <p>(1) 北東側：「電柱」（現況写真②参照） 隣接地と本物件接道部の境界線上に東京電力の電柱が設置されています。</p> <p>(2) 北側：「隣接宅追加造成地」（現況写真③参照） 隣接宅地が、本物件よう壁を利用して地盤面を追加造成しています。当該隣接者とは、追加造成地上に境界標を設置し、境界位置を確認しています。</p> <p>(3) 南側：「隣接マンション階段」（現況写真④参照） 隣接マンションの階段端が本物件よう壁に約0.50㎡食い込んで、越境建築されていることを隣接マンション管理組合と確認しています。</p>
------	---

※物件調書は、入札参加者が物件の概要を把握するための参考資料ですので、必ず入札参加者ご自身において、現地、諸規制及び許可基準についての調査確認を行ってください。

※見学をご希望の方は、現地が施錠されているため、事前に売却担当（046-822-8384 直通）にご連絡ください。

※物件調書は、入札参加者が物件の概要を把握するための参考資料ですので、必ずご自身において、現地及び諸規制についての調査確認を行ってください。

現況写真



①南西側：共用よう壁の状況



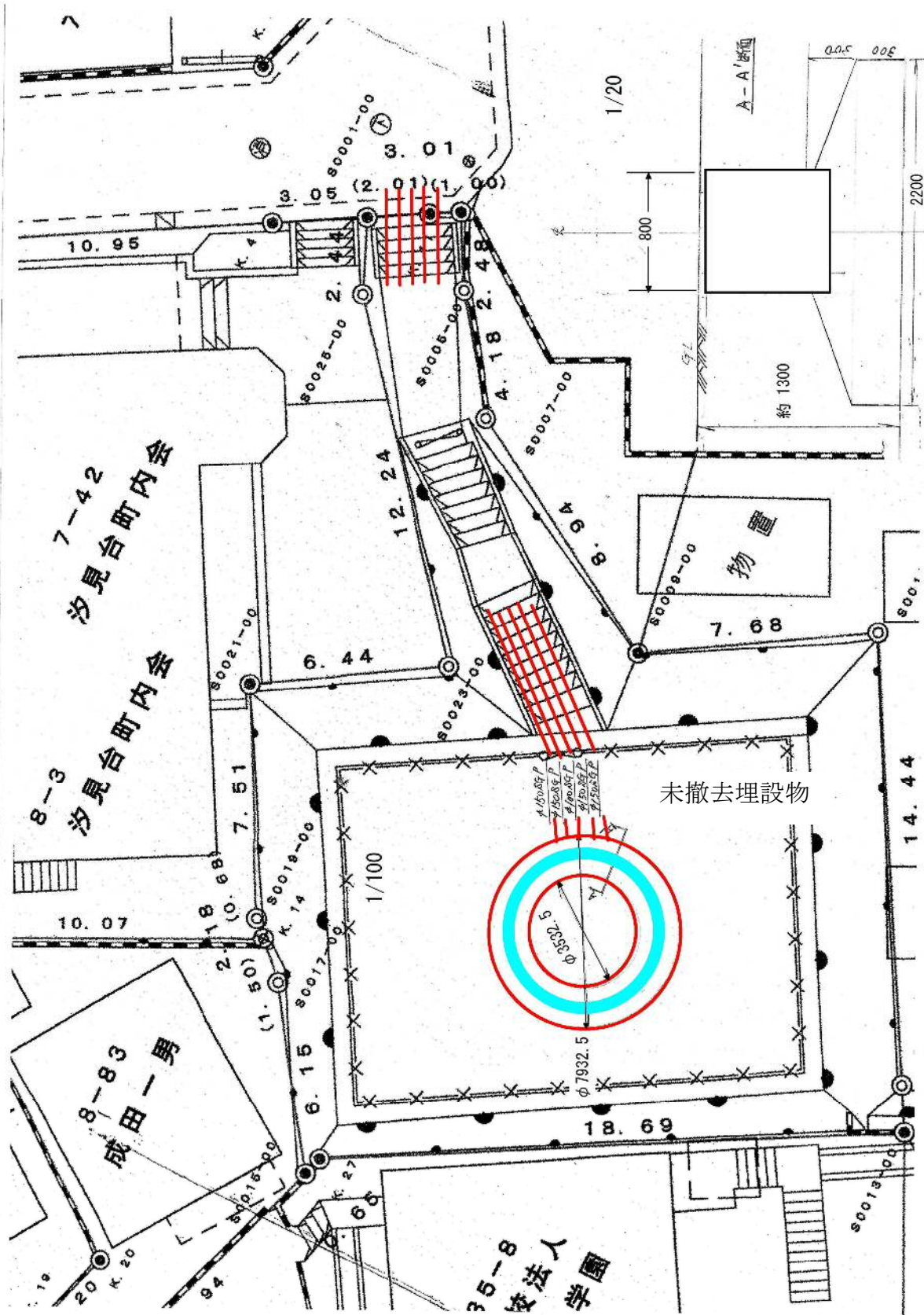
②北東側：接道境界部の電柱設置状況



③北側：隣接宅の追加造成状況



④南側：隣接マンション階段



【先着順売却】のあらまし

1. 申込受付

■期間：平成29年6月1日（木）～平成29年7月31日（月）

平日午前9時～午後5時（ただし、正午～午後1時を除く。）

■場所：上下水道局財務課（横須賀市小川町11番地 横須賀市役所1号館8階①番窓口）

➤ 必要書類を持参してください。



2. 契約締結

■決定通知の発送日から、10日以内に契約してください。

A・Bの支払方法を選択できます。

A：一括払い契約（契約時に全額を納付します。）

B：保証金払い契約（契約時に保証金1割を納め、30日以内に残額を納付します。）



3. 所有権移転・引渡し・登記

■所有権移転・引渡し

売買代金が完納されたときに所有権移転し、同時に現状有姿で物件を引渡します。

■登記手続

上下水道局が行います。

登記実費（登録免許税）をご負担ください。

1 申込資格

個人、法人を問わず申し込みできますが、次に該当する者は申し込みできません。資格確認のため、警察等関係機関に照会することをご了承ください。

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項に該当する者

ア 成年被後見人

イ 被保佐人、被補助人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

ウ 破産者で復権を得ていない者

(2) 横須賀市暴力団排除条例（平成24年横須賀市条例第6号）第2条第2号から第5号までのいずれかに該当する者（法人の場合、役員等を含みます。）

2 申込受付

(1) 先着の有無を事前に電話確認(046-822-8384)のうえ、お越しください。

■ 随契期間 平成29年6月1日（木）～平成29年7月31日（月）
平日午前9時～午後5時（正午～午後1時を除く。）

■ 受付場所 横須賀市役所1号館8階①番窓口

横須賀市上下水道局経営部財務課（横須賀市小川町1-1番地）

【注】同着の場合について

各日の受付開始前（午前・午後とも）に複数の申込希望者が待っている場合又は同時に来場した場合は、同着とし、くじ引きで申込者を決定します。

(2) 下記書類を持参してください。

必要事項を記入・押印のうえ、次の書類を添えてお申込みください。

- 「普通財産譲渡申請書」（別添）
- 印鑑証明書（発行日から3か月以内のもの）
- 登記事項証明書（個人の場合は住民票・発行日から3か月以内のもの）
- 役員名簿（別添・個人の場合は不要）
- 誓約書

【注】本人以外の方の持参でも、不備がなければ委任状不要で受け付けます。

- 共有名義での購入は、共有者全員の申込書と添付書類を添えてください。
- 提出書類に不備がある場合は受付できません。
- 提出書類はお返ししません。

3 契約の締結

申込者は、売却決定通知の発送日から 10 日以内に契約してください。

上記期限内にご契約されない場合、売却決定は効力を失います。

次の支払方法のどちらかを選択してください。

(1) [一括払い] 別紙：契約書 A 参照

売買契約締結と同時に売買代金全額を納付する方法

- 契約日に売買代金の全額を納付してください。

(2) [保証金払い] 別紙：契約書 B 参照

売買契約時に契約保証金(売買代金の 10%相当額・円未満切り上げ)を支払い、残額を契約後 30 日以内に納付します。

① 契約日に契約保証金を納付してください。

- 納付期限までに売買代金の残額が支払われなかった場合、契約保証金は、上下水道局に帰属することになりますのでご注意ください。

② 契約保証金は、預かり期間の利息を付しません。

③ 売買代金の残額は、分割納付できません。

4 所有権移転

(1) 売買代金完納時に所有権が移転し、現状有姿(現状のまま)で物件を引渡します。

(2) 所有権移転登記手続は、売買代金完納後に上下水道局が行います。所有権移転登記が完了次第、落札者に登記識別情報通知をお渡しします。

(3) 契約費用(売買契約書に貼る印紙、登録免許税等)は、買主負担となります。

(4) 所有権移転登記と同時に抵当権設定登記を行う場合は、事前にご連絡ください。

(5) 共有名義での売買契約は、共有名義で所有権移転登記を行います。

(6) 所有権移転登記前は、当物件に係る一切の権利義務を第三者に譲渡できません。

(7) 物件取得に伴う不動産取得税(県税)が課税されますので、ご注意ください。

5 注意事項

(1) 物件の引渡しは現状有姿のままとしますので、必ずご自身で、事前に現地及び諸規制について調査確認を行ってください。

門扉が施錠されていますので、内覧を希望する方は、ご連絡ください。

測量図等の参考資料は、売却担当窓口でご確認ください。

(2) 売買物件の土地利用に関し、隣接土地所有者、地域住民等との調整等が生じた場合は、買受人側で行っていただきます。

(3) 越境物等に関する隣接土地所有者等との協議は買受人側で行っていただきます。

(4) 本書に定めのない事項は、横須賀市の契約規則その他関係法令の定めによります。

(5) 予告なく売却中止、内容変更をする場合があります。

(6) 申込者は本書の記載事項を了知しているものとみなします。

土地売買契約書(A)

売出人横須賀市上下水道局（以下「甲」という。）と買受人（以下「乙」という。）とは、次のとおり土地の売買契約を締結する。

（売買土地）

第1条 甲は、末尾記載の土地（以下「売買土地」という。）を乙に売り渡し、乙はこれを買受ける。

（売買代金及び支払方法）

第2条 売買代金は、金6,327,000円とする。

2 乙は、前項の売買代金を本契約締結後、直ちに甲の発行する納入通知書により、横須賀市上下水道局指定金融機関に納付する。

（所有権移転）

第3条 売買土地の所有権の移転は、乙が売買代金を完納したときとする。

（登記）

第4条 甲は、前条の所有権が移転した後、すみやかに所有権移転登記を嘱託する。

2 前項の登記に要する登録免許税等の経費は、乙の負担とする。

（引き渡し）

第5条 売買土地の引き渡しは、所有権移転登記完了をもって、その時の現状有姿のまま乙に引き渡すものとする。

（瑕疵担保）

第6条 乙は、本契約締結後、売買土地に数量の不足その他隠れた瑕疵のあることを発見しても、売買代金の減額若しくは損害賠償の請求又は契約を解除できない。ただし、乙が消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項に規定する消費者である場合は、第8条に定める引渡しの日から2年間は、甲は協議に応じるものとする。なお、甲の責任の範囲（賠償額）は、売買代金の額を限度とする。

（公序良俗に反する使用の禁止）

第7条 乙は、所有権移転の日から5年間、売買物件を横須賀市暴力団排除条例（平成24年横須賀市条例第6号）第2条第2号に規定する暴力団の事務所その他これらに類するものの用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら売買物件を第三者に譲渡し、若しくは売買物件について地上権、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利を設定してはならない。

2 甲は、乙の前項に定める公序良俗に反する使用等に関して、甲が必要と認める場合、実地を調査することができる。

3 乙は、甲から要求があるときは、売買物件の利用状況を証する登記事項証明書その他の資料を添えて、売買物件の利用状況等を甲に報告しなければならない。

4 乙は、正当な理由なく、第2項に定める実地調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、

又は前項に定める報告を怠ってはならない。

(違約金)

第8条 乙は、前条に定める義務に違反したときは、金 632,700 円を違約金として甲に支払わなければならない。

2 前項の違約金は、第 11 条に定める損害賠償額の予定又はその一部としない。

(契約解除)

第9条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないときは、本契約を解除できる。

2 甲は前項の規定により、契約を解除したときは乙が本契約のために要した経費及び甲が本契約を解除したことにより生じた乙の損害について、一切その責めを負わない。

3 甲は、第 1 項の規定により、解除権を行使したときは、乙が支払った売買代金を返還する。ただし、当該売買代金には利息を付さない。

4 甲は、第 1 項の規定により、解除権を行使したときは、乙が負担した契約の費用、売買物件に支出した必要費、有益費その他一切の費用は償還しない。

5 甲は、本条の規定により売買代金を返還する場合において、乙が本契約に定める違約金又は損害賠償金を甲に支払うべき義務があるときは、返還金の全部又は一部と相殺する。

(原状回復)

第 10 条 乙は、甲が前条の規定により解除権を行使したときは、甲の指定する期日までに売買物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、甲が売買物件を原状回復させることが適当でないとき認めるときは、現状のまま返還することができる。

2 売買物件の返還時、当該売買物件内に残置した物は全て甲の所有に属し、これにより乙が損害を被っても、乙は、甲に対し何らの請求をすることができない。

3 乙は、第 1 項ただし書の場合において、売買物件が滅失又は毀損しているときは、その損害賠償として契約解除時の時価により毀損額に相当する金額を甲に支払わなければならない。また、乙の責めに帰すべき事由により甲に損害を与えている場合には、その損害に相当する金額を甲に支払わなければならない。

4 乙は、第 1 項に定めるところにより売買物件を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに、当該物件の所有権移転登記に要する書類を甲に提出しなければならない。

(損害賠償)

第 11 条 乙は、本契約に違反したため甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償金として、甲に支払う。

2 甲は、第 9 条の規定により売買代金を返還する場合において、乙が本契約に定める違約金又は損害賠償金を甲に支払うべき義務があるときは、返還金の全部又は一部と相殺する。

(公租公課)

第 12 条 この契約に起因して賦課される公租公課で、乙を義務者として課されるものについては、乙の負担とする。

(契約費用)

第 13 条 本契約に要する費用は、乙の負担とする。

(信義則)

第 14 条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行するものとする。

(管轄裁判所)

第 15 条 本契約について、訴訟等が生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄区域とする横浜地方裁判所横須賀支部を第一審の裁判所とする。

(協議事項)

第 16 条 本契約に関し疑義があるときは、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

本契約の締結を証するため、本契約書 2 通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自 1 通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲 横須賀市小川町 11 番地
横須賀市
横須賀市上下水道事業管理者
上下水道局長 田 中 茂

印

乙 〈申込者 住所氏名〉

印

土地の表示

所 在	地 番	地 目	公簿地積	実測地積
横須賀市汐見台二丁目	7 番 51	雑種地	368 m ²	368.03 m ²

土地売買契約書(B)

売出人横須賀市上下水道局（以下「甲」という。）と買受人（以下「乙」という。）とは、次のとおり土地の売買契約を締結する。

（売買土地）

第2条 甲は、末尾記載の土地（以下「売買土地」という。）を乙に売り渡し、乙はこれを買受ける。

（売買代金）

第2条 売買代金は、金 6,327,000 円とする。

（契約保証金）

第3条 乙は、本契約締結と同時に、契約保証金として金 632,700 円を甲の発行する納入通知書により横須賀市上下水道局指定金融機関に納付する。

2 第1項の契約保証金は第15条に定める損害賠償額の予定又はその一部としない。

3 第1項の契約保証金には利息を付さない。

4 甲は、乙が第4条に定める義務を履行したときは、第1項に定める契約保証金を売買代金に充当する。

5 乙が第4条に定める売買代金を納付しないときは、第1項に定める契約保証金は甲に帰属する。

（売買代金の納付）

第4条 乙は、売買代金のうち前条第1項に定める契約保証金を除いた金 5,694,300 円を、甲の発行する納入通知書により、契約日から 30 日以内に横須賀市上下水道局指定金融機関に納入する。

（所有権移転）

第5条 売買物件の所有権は、乙が売買代金の全額を納付した時に乙に移転する。

（登記）

第6条 甲は、前条の所有権が移転した後、すみやかに所有権移転登記を嘱託する。

2 前項の登記に要する登録免許税等の経費は、乙の負担とする。

（引き渡し）

第7条 売買土地の引き渡しは、所有権移転登記完了をもって、その時の現状有姿のまま乙に引き渡すものとする。

（危険負担）

第8条 乙は、売買物件が本契約締結後、引渡しまでの間に甲の責めに帰することができない事由により滅失又は毀損した場合には、甲に対して売買代金の減免若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。

（瑕疵担保）

第9条 乙は、本契約締結後、売買物件に数量の不足その他隠れた瑕疵のあることを発見しても、売買代金の減額若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。ただし、乙が消費者契約法（平成 12 年法律第 61 号）第 2 条第 1 項に規

定する消費者である場合は、第7条に定める引渡しの日から2年間は、甲は協議に応じるものとする。なお、甲の責任の範囲（賠償額）は売買代金の額を限度とする。
(公序良俗に反する使用の禁止)

第10条 乙は、所有権移転の日から5年間、売買物件を横須賀市暴力団排除条例（平成24年横須賀市条例第6号）第2条第2号に規定する暴力団の事務所その他これらに類するものの用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら売買物件を第三者に譲渡し、若しくは売買物件について地上権、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利を設定してはならない。

- 2 甲は、乙の前項に定める公序良俗に反する使用等に関して、甲が必要と認める場合、実地を調査することができる。
- 3 乙は、甲から要求があるときは、売買物件の利用状況を証する登記事項証明書その他の資料を添えて売買物件の利用状況等を甲に報告しなければならない。
- 4 乙は、正当な理由なく、第2項に定める実地調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は前項に定める報告を怠ってはならない。

(違約金)

第11条 乙は、前条に定める義務に違反したときは、金632,700円を違約金として甲に支払わなければならない。

- 2 前項の違約金は、第15条に定める損害賠償額の予定又はその一部としない。

(契約解除)

第12条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないときは、本契約を解除できる。

- 2 甲は前項の規定により、契約を解除したときは乙が本契約のために要した経費及び甲が本契約を解除したことにより生じた乙の損害について、一切その責めを負わない。
- 3 甲は、第1項の規定により、解除権を行使したときは、乙が支払った売買代金を返還する。ただし、当該売買代金には利息を付さない。
- 4 甲は、第1項の規定により、解除権を行使したときは、乙が負担した契約の費用、売買物件に支出した必要費、有益費その他一切の費用は償還しない。
- 5 甲は、本条の規定により売買代金を返還する場合において、乙が本契約に定める違約金又は損害賠償金を甲に支払うべき義務があるときは、返還金の全部又は一部と相殺する。

(原状回復)

第14条 乙は、甲が第12条の規定により解除権を行使したときは、甲の指定する期日までに売買物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、甲が売買物件を原状回復させることが適当でないことを認めるときは、現状のまま返還することができる。

- 2 売買物件の返還時、当該売買物件内に残置した物は全て甲の所有に属し、これにより乙が損害を被っても、乙は、甲に対し何らの請求をすることができない。
- 3 乙は、第1項ただし書の場合において、売買物件が滅失又は毀損しているときは、

その損害賠償として契約解除時の時価により毀損額に相当する金額を甲に支払わなければならない。また、乙の責めに帰すべき事由により甲に損害を与えている場合には、その損害に相当する金額を甲に支払わなければならない。

4 乙は、第1項に定めるところにより売買物件を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに、当該物件の所有権移転登記に要する書類を甲に提出しなければならない。

(損害賠償)

第15条 乙は、本契約に違反したため甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償金として、甲に支払う。

2 甲は、第12条の規定により売買代金を返還する場合において、乙が本契約に定める違約金又は損害賠償金を甲に支払うべき義務があるときは、返還金の全部又は一部と相殺する。

(公租公課)

第16条 この契約に起因して賦課される公租公課で、乙を義務者として課されるものについては、乙の負担とする。

(契約費用)

第17条 本契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(信義則)

第18条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行するものとする。

(管轄裁判所)

第19条 本契約について、訴訟等が生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄区域とする横浜地方裁判所横須賀支部を第一審の裁判所とする。

(協議事項)

第20条 本契約に関し疑義があるときは、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

本契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 横須賀市小川町11番地
横須賀市
横須賀市上下水道事業管理者
上下水道局長 田中茂

印

乙 〈申込者 住所氏名〉

印

土地の表示

所 在	地 番	地 目	公簿地積	実測地積
横須賀市汐見台二丁目	7番51	雑種地	368 m ²	368.03 m ²

普通財産譲渡（~~交換~~）申請書

		平成 年(年) 月 日
横須賀市上下水道事業管理者 様		
申請者		⑩
申請区分	<input checked="" type="checkbox"/> 売 払 <input type="checkbox"/> 交 換 <input type="checkbox"/> 無 償 譲 渡	
申請者	住 所	
	氏 名	電話 ()
普通財産	所 在	汐見台二丁目7番51
	地目(構造・種類)	雑種地
	地積(面積・数量)	実測368.03㎡(公簿378㎡)
申請者所有物件	所 在	—
	地目(構造・種類)	—
	地積(面積・数量)	—
売払・交換・無償譲渡の理由		—
売 払 希 望 価 格		6,327,000円
交 換 条 件		—
添 付 書 類	<input type="checkbox"/> 個人:誓約書・印鑑証明書・住民票 <input type="checkbox"/> 法人:誓約書・印鑑証明書・登記事項証明書(現在事項証明書)・役員名簿	
(事務処理欄)		
希望する契約方法を選択してチェックしてください。		
<input type="checkbox"/> 一括払い用 <input type="checkbox"/> 保証金払い用		

誓約書

平成 年 月 日

(あて先) 横須賀市上下水道事業管理者

私（共有名義での申込みの場合、共有申込者を含む。）は、地方自治法施行令第167条の4第1項に該当する成年被後見人、被保佐人、被補助人、又は未成年者であって契約締結のために必要な同意を得ていない者、破産者で復権を得ていない者、横須賀市暴力団排除条例第2条第2号から第5号までに該当する者ではありません。

【申込者】

住 所 (所在地)	(〒 -)
電 話 番 号	— — (担当者)
(フリガナ) 氏 名 (名称等)	印

申込者の印は、印鑑登録された印をご使用ください。